

産業構造審議会
保安分科会 第5回火薬小委員会
議事録

商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

産業構造審議会
保安分科会 第5回火薬小委員会
議事次第

日 時：平成27年6月19日（金）10：00～12：00
場 所：経済産業省114各省庁共用会議室（経済産業省別館1階）

○ 議 題：

（報告・討議事項）

1. 産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WGの検討状況について
（討議事項）
2. 自主保安の高度化の支援等について
（審議事項）
3. 火薬類の技術基準等の見直しについて（中間整理）（案）
4. その他

○事務局（吉野監理官） 皆様、おはようございます。定刻より1分ほど前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまより産業構造審議会保安分科会第5回火薬小委員会を開会させていただきます。

本日はご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は臨時委員9名のうち8名の方のご出席、1名の方の代理出席をいただいております、定足数の過半数に達しております。

本日の会議につきましては公開により執り行われること、配布資料、議事録等につきましても、原則、公開とさせていただきますことをあらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、商務流通保安審議官の寺澤よりご挨拶をさせていただきますと存じます。

○寺澤商務流通保安審議官 おはようございます。経産省の寺澤でございます。

本日は皆様、お忙しい中、また雨の中、お集まりいただきまして、誠に恐縮でございます。いつも火薬類保安の行政に対して大変ご支援いただきまして、ありがとうございます。

前回の開催は3月18日ということで、火薬類に関する規制の全体的な見直しということでご議論させていただきました。その後、3月23日に産業保安分科会、これは産業保全体をカバーする分科会なのですが、そちらのほうで産業保安規制のスマート化ということで、保安の維持向上という大目標は堅持しながら、そのやり方については新しい技術とか民間の創意工夫をもっと入れる、そういうやり方を工夫しようではないかと、そういうコンセプトでご了承いただきまして、火薬分野のみならず、高压ガスとか都市ガス、LPG、さまざまな分野で同時並行的に規制の全体的見直しをしようということを実践しているわけでございます。それを受けて最初の具体的な検討という意味では火薬類が実は一番最初ということで、具体的検討というのはこの火薬の小委員会を契機に他の分野でも順次やっていきたいと考えている次第でございます。

前回も申し上げましたが、火薬類取締法というのは昭和25年にできて、昭和35年に大改正があって、その後、逐次技術基準を変えてきたわけですが、なかなかその後の変化に十分対応しきれてないという反省もございました。そういう反省から、前回も申し上げたように火薬類の規制全般について全体的に見直しをしようということでございます。具体的には多々ありますけれども、例えば民間の創意工夫を發揮できるような性能規定化を進める、これは他の分野でも既に進んでいるのですが、火薬類はできていな

い、こういう性能規定化を進める、あるいは製造行為の範囲が非常に広いものですから、特に変形行為についてどこまでみるのかといった議論、あるいは適用除外となる火工品の審査手続の迅速化、簡素化であるとか、あるいは軽微な変更についての範囲はどうするか等々たくさんの課題がございます。そうした課題はたくさんございますので、前回のこの小委員会ではWGをつくって詳細を検討しようということで、既に2回WGを開催いたしました。本日はそのWGの検討の状況、検討の成果をご紹介させていただくとともに、WGではカバーできなかったのですけれども、事故情報の収集・活用というのは非常に重要でございます。特に軽微な事故情報について、そこによりメリハリをつけた形で収集をして事故情報の質を上げていきたい、こういう点も含めてWG、それから事故情報の収集・整理とあわせて、本日ご議論させていただいた上で、最後に中間整理という形で私どもに対するご提言をとりまとめていただければ幸いです。

この中間整理の趣旨でございますけれども、これは前回、見上委員と飯田委員から、昔もこんな議論があったけれども、断ち切れたのではないかと、当時、私は「立ち消え」と聞こえたのですけれども、議事録をみたら「断ち切れた」というご表現だったみたいなのですけれども、それを重く真摯に受け止めて、そこは役所用語でいうと「ピンどめ」という言葉があるのですけれども、「ピンどめ」、1回議論してああそうですねということで終わるのではなくて、きちんと中間整理という形で基本的な考え方について確認し、今後の検討の段取りについても確認しさらに結論が出るものには具体的な結論を出していく、そうしたもので中間整理、後ほどご紹介いたしますけれども、そこのご議論をしていただければと思います。気持ちとしては断固やり抜くということでございます。この中間整理というのはその1つの表れでございますし、先ほど申し上げましたように火薬だけではなくて全分野でやっていきますものですから、火薬だけやらないとかいうことにはやはりなにくいということなので、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。今回の中間整理で掲げる主たる見直し事項について、その第一陣は年度内にも省令改正を目指して作業を進めていきたいと思っておりますし、実際問題、すべて年度内に終わるわけではないので、それ以降も第二陣、第三陣と具体化をしていきます。また、本日の中間整理でそもそもそこまでカバーし切れなかったテーマについても、今後、順次見直しを行っていきたくて考えている次第でございます。

本日は忌憚のないご意見をちょうだいしたいといいたいところなのですけれども、忌憚のないご意見というのは前回からもちょうだいしていますのであえていう必要は多分な

と思いますので、ぜひ本日、暑い中を恐縮でございますけれども、活発なご意見をちょうだいできれば幸いです。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） それでは、続きまして小川委員長より一言ご挨拶いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○小川委員長 おはようございます。本日はお忙しいところ、また足下の悪いところをご出席いただきまして、ありがとうございます。本日のご審議いただくことにつきましては今、寺澤審議官の挨拶の中で詳しいご説明がありましたですけれども、3月に行われました前回のこの小委員会、それから産業保安分科会の審議結果を踏まえまして、産業保安と煙火保安の合同 WG を開いていただきましてそこでいろいろなご意見をまとめていただきましたので、その報告と、それから自主保安の高度化の支援等につきましてご討議いただきまして、さらに今ご挨拶もありましたように火薬類の技術基準の見直しについての中間整理、これについてまたご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。また活発なご意見をよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、小川委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小川委員長 それでは、ここから議事進行を私のほうで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず議事に入る前に事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） お手元のほうにダブルクリップどめで資料をご用意しております。一番上には座席表がございます。それをめくっていただきますと議事次第ということで、本日の議題と配布資料の書いた議事次第がございます。その後にやはり1枚紙で火薬小委員会の委員の方々の名簿がつけてございます。それ以降、パワーポイントの A4 横置きの資料1「産業火薬保安 WG・煙火を運 WG 合同 WG における検討状況」、また資料2といたしまして、やはり A4 横でございますが、「自主保安の高度化の支援等について」と題したものがございます。資料3といたしまして、A4 縦の文章でございますが、「火薬類取締法技術基準等の見直しについて（中間整理 素案）」と題したものがございます。最後に A3 の横でございますが、参考としての図が1枚紙でございますが、添付してございます。本日も用意させていただいた資料は以上でございます。不足がございましたら事務局

のほうにお知らせいただければ幸いです。

○小川委員長　よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

最初の議題は「産業火薬保安 WG・煙火保安 WG 合同 WG の検討状況について」ということで、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○事務局（吉野監理官）　それでは、資料 1 をお手元にご用意願います。

ページをお繰りいただきまして 2 ページでございます。2 回、WG を開催したということでございますが、4 月の 30 日と 5 月の 27 日に開催してございまして、4 月の 30 日には製造の技術基準の見直し・性能規定化、火薬・爆薬の範囲の考え方、軽微変更の範囲の検討といったことに関しましてご議論いただいたところでございます。5 月の 27 日には適用除外火工品の考え方、また製造の範囲、無許可製造の考え方、そして火薬庫の占有義務等につきましてご議論いただいたところでございます。

3 ページにお進みいただきますと、WG のほうで事務局よりお示しいたしました全体の流れ図でございます。3 月に本小委員会でキックオフをいただきまして、WG のほうで 4 月、5 月で先ほど申しましたような 3 つずつ、合計 6 つのテーマに関しましてご議論いただいたところでございます。真ん中のところが本火薬小委員会、本日の開催で、中間整理と題しているところでございまして、WG でご議論いただいたこと、また下のほうの 2. 自主保安の高度化の支援等、資料 2 で今後ご説明するような事項につきましてご議論いただいて取りまとめさせていただければと考えているところでございます。その後の作業イメージでございますが、行政サイドの事務局、または事業者団体などにおきます調査、検討を踏まえまして、また秋口に WG で具体的な見直しの案をご議論いただき、12 月以降、また火薬小委員会でその改正内容についてご審議いただくということを考えているところでございます。

では、具体的な内容についてご説明させていただきます。4 ページでございます。(1) 技術基準等への見直し、①製造の技術基準の見直し・性能規定化と題しているものでございまして、それ以降、ローマ字で A、B と、後ほど C と出てまいります。A のところで WG において事務局がご説明申し上げた主な内容、B で WG でいただきました先生方からの主な意見、そして C で今後、事務局といたしまして進めていきたいと考えている方向性ないしは作業手順をご説明申し上げるといふような形で資料を作っております。

まず製造の技術基準の見直しに関してでございますが、WG におきましてはその A のと

ころの2つの丸にございますようなところで、まず1つ目の丸にございますが、技術基準を目的及び対象などで整理をして検討を進めていってはどうかということでございます。どのようなことかと申しますと、5ページのほうに目を移していただきますと、そこに表がございます。字が小さくて恐縮でございますが、上のところに技術基準の目的の分類が書いてございまして、発火・爆発発生時の被害抑制策ということがございます。その発火や爆発が起こったときに被害を最小限にとどめるために技術基準が定められているものというものが幾つかあるということでございます。これも製造所内の被害、また製造所外への住民の方々への被害の抑制策といったようなことに分類できるのではないかと考えている次第でございます。また右のほうに目を移していただきますと、火薬類の発火・爆発の防止策ということでございまして、そもそも火薬・爆薬などが発火・爆発をしないようにするために作られている技術基準がございます。それぞれがどのような原因に対しての抑止策かと言いますと、火気／熱といったもの、衝撃、摩擦、静電気、その他、そのようなものに主に分類できると考えておりまして、このような目的ごとに、そして縦軸のほうは個々の施設、設備の種類ごとに分類してそれぞれの技術基準が何を目的として、どのような設備に対して何を課しているのかということをご改めまして確定していきたい、60年ほど前につくられた技術基準でございますので、ややその辺の記録も残っていませんので、はっきりさせて議論をしていく。それぞれの目的を達成する手段が現在の技術ないしは現場の実態に照らしまして適切か否かということをご議論して性能規定化を目指していきたいということでございます。

4ページのA.のころの2つ目の丸にございますが、目的を達成するために明確な判断基準、例示基準が策定可能な技術基準に関しては性能規定化を検討していくという考え方でいかがでしょうかということ、WGのほうにご議論をお願いしたところでございます。WGのほうでは、そのころにございますけれども、単なる規制緩和ではなく、現代の技術に即したような技術基準に変えていくべき、性能規定化の場合には判断基準、例示基準をしっかりと策定して、自治体ごと、実際の判断はかなりの部分、県のほうにお願いしている部分がございますので、ばらつきが生じないようにといったようなこと、また技術基準は危害予防規程、これも事業者の方々によって作っていただいておりますマニュアル的なものがございますが、そちらともリンクしているテーマがあるので、そこへの配慮も怠らないようにといったようなご指摘をいただいたところでございます。

次のページにお進み願います。したがって、C.の a.のころにございますが、こ

の進め方に関しましてはご承認いただけたということで、目的、対象で技術基準を整理していくということ、そして中ほどのところでございますが、作業の具体的な内容に関しましては事業者団体に、例えば火薬工業会さんのようなところに検討組織を設置いたしまして、7月以降に作業を進めていくということを今、調整を進めているところでございます。火薬類の製造事業者の方々だけでなく、二次製造事業者、いわゆる火工品のユーザーに当たる方々、学識者、そして規制当局の職員が一緒になって議論、調査を進めていきたいと考えているところでございます。このような検討を踏まえまして、場合によっては有識者、学識者の方にもご相談しつつ、具体的な案を今後作成していきたいということでございまして、c. のところでございますが、技術基準案や例示基準案ないしは性能規定化ができたものから順次、秋口の WG においてご議論いただきまして、その後、小委員会のほうにもご議論いただきまして、改正へのプロセスということに進んでいきたいということでございます。

次の7ページのほうにお進み願います。テーマは変わりました、火薬・爆薬の範囲の考え方、特に火薬類取締法の規制対象とする火薬・爆薬の追加、変更の検討ということでございます。A. のところでございますが、火薬類取締法は火薬・爆薬に関しまして、時代の変遷に合わせて省令でその追加や変更ができるような形にしているものでございます。小さな字で書いてあるところでございますが、特に火薬類取締法は、世の中にある爆発性の物質の中で、工業的に製造・使用されているものを法ないしは省令で指定しているというものでございます。火薬・爆薬の区別でございますけれども、火薬は法令的には推進的用途、爆薬は破壊的用途ということでございますが、爆薬のほうがより威力が大きいというふうにお考えいただければ分かりやすいかと思えます。法制定後の追加指定の状況でございますが、昭和27年から平成2年までに何種類か追加してきているところでございますが、平成2年以降はかなり新たな商品、製品が出てきていないこともあって、追加の作業は行われていないということでございます。ただ、20年以上追加の作業は行われていないということでございますので、「火薬・爆薬の区分の変更について」という小見出しのところでございますが、爆薬として規定されている物質を含むものであっても、配合等により、通常の取扱いでは爆轟せず、推進的爆薬の用途に供されるものについては火薬として扱ってもよいのではないかというような観点も出てきているということでございまして、改めまして、昨今の火薬・爆薬の開発状況を踏まえて調査をしてはどうかということをご提案申し上げたところでございます。

次のページにお進みいただきます。WGのほうからは、事務局の提案に関しましては基本的にそれでいいのではないかと考えてございましたが、主に自治体の方々より非常にグレーゾーンの判断のときに経済産業省に問い合わせをしたときに速やかに判断を下してほしいといったようなことを要望としていただいたところでございます。C.のところでございますが、今後の進め方にいたしましては、先ほどご説明したように火薬・爆薬を新たに追加すべきものがあるか、ないしはその区分の変更をすべきものがないかといったことに関しまして製造のメーカー、ユーザーの方々にも今後、調査をかけていきたいと考えているところでございます。また、今後このような調査はある一定の期間を持ちまして定期的に実施していきたいと考えているところでございます。

次のページにお進みいただきます。やはり火薬・爆薬の範囲の考え方でございますが、貯蔵時の火薬と爆薬の種類の考え方でございます。A.のところでございますが、火薬類の貯蔵、いわゆる火薬庫に貯蔵する際には、今、火薬と爆薬の2種類に分けて貯蔵しているところでございます。ただ、爆薬のほうがより厳しい火薬庫の基準を守っていただいているところでございますが、昔はTNTやダイナマイトといったような強力な爆発力を持った爆薬が火薬庫に貯蔵されておりましたが、その後、新たな製品の開発が進みまして、一般に爆発時の威力が小さいと言われている硝安油剤爆薬や含水爆薬といったようなものが非常に普及してきておりまして、これらのみを貯蔵しているような事例が非常にふえてきているということでございます。そのような場合の保安距離等の規制値をある程度低減するという可能性について、またその爆発影響の確認方法について検討を進めてはどうかということをご提案申し上げた次第でございます。WGにおきましては、この事務局の考え方に関しましてはご承認いただきまして、信号焰管などの火工品や火薬に関しましても同じような観点から検討ができるのであればその検討もすべきであるというようなご指摘をいただいたところでございます。C.のところでございますが、今後の進め方にいたしましては、需要量の多い硝安油剤及び含水爆薬について、その爆発威力についてきちんとしたデータを今年度中にも取得いたしまして、その規制値の見直しにつきましてWGでご議論いただきたいと考えている次第でございます。また、爆薬以外の火薬及び火工品に関しましては、爆薬よりやや影響の考え方が難しい面が技術的にございますので、そちらの評価の考え方につきまして事務局のほうで整理をしていきたいと考えているところでございます。

次のページ、10ページのほうにお進み願います。③軽微変更の範囲の検討でございます。

A. のところでございますけれども、この「軽微変更」という言葉はやや法律の用語で恐縮でございますが、1) のところでございますが、製造施設でございますとか火薬庫に関しましては、まずそれを作るときに許可を取っていただいております、その許可のもとで作っていただいて、完成した際には完成検査を受けていただくということになっているところでございます。作られたものに関しまして、その後、変更を行う、やはり製造設備でございますとどうしても技術の変遷に合わせて変更工事というものが発生するわけでございますが、その変更の工事を行う際も改めて知事などの許可を取っていただきまして、工事が終了した際には改めてまた完成検査を受けていただくという形で、ここは厳しく法令が定められているところでございます。一方、アンダーラインのところでございますけれども、一部限定的に列挙された工事に関しましては、軽微な変更工事といたしまして、事前の許可ではなく工事完了後の事後の届け出で完成検査も不要というようなことがまた制度的には用意されているところでございますけれども、この列挙された工事の内容が非常に少ないというのがございます。2) のところでございますが、このような軽微変更の工事の対象が非常に狭いということを踏まえまして、技術基準への適合方法、手段に変更がない、火薬類の停滞量が増えない、また発火等の危険性に変化がないような工事の場合は安全性の確保が可能であって、軽微変更の工事とすることが可能ではないかということを経験局として考えてご提案を申し上げます。「ただし」のところでございますけれども、ただ製造施設、火薬庫の種類や工事の内容は非常に多種多様でございますので、どのような工事があり得るのかということに関しましては事業者の方々からご提案、情報を受ける必要があるというふうに経験局として考えたところでございます。WG のほうのご意見でございますけれども、軽微変更に関しまして、規則上は性能規定化して安全性に問題がない変更について例示基準を増やしていくという考え方で対応することが可能ではないかといったようなご意見、一方、これは事業者の方からのご意見でございますが、届け出で良い工事が増加した場合、事業者判断で軽微変更を事後届けした際に、後で行政当局のほうから許可が必要であったといったようなことにならないように、事前相談の方策もきちんと設けてほしい、または例示基準をしっかりと作ってほしいといったようなご意見をいただいたようなところでございます。

11 ページ、今後の進め方のところでございますけれども、a. のところでございますが、7月以降、製造者団体や流通団体、消費団体といったようなところに技術基準に係るような変更の工事であっても技術基準への適合方法、内容に変更がない場合で、かつ火薬

類の停滞量が増えず、発火等の危険性にも変化がないというような具体的な事例をご提案いただくように依頼を行っていきたいと考えている次第でございます。このような具体的な事例を多数情報として集めた上で、それらに関しまして個別に検討し、どのようなものが軽微変更として認め得るかどうかということを事務局として案を作り、WGのほうにお諮りしていきたいと考えている次第でございます。

次に12ページのほうにお進み願います。こちらのほうは5月のWGでご議論いただきましたリスクの大きさに応じた規制の実現に関する項目でございます。まず1番目といたしまして、適用除外火工品に関する部分でございます。火工品、火薬や爆薬を用いました部品を「火工品」と通称しているわけでございますが、これらの中で一定の安全性が確保されたものに関しましては火薬類取締法の適用の外に出すということで、適用除外という手続を定めているところでございます。その具体的な手続はA.のところでございますが、2行目の冒頭、「適用除外火工品審査実施要領」という内規の中で具体的な試験方法、評価基準やその手順について定めているところでございます。この内容が非常に厳しい部分もございますので、その負担でございますとか手続に係る期間を減らすために、そこに a. b. c. d. とあるような4つの方法を事務局としてWGのほうにご提案申し上げたということでございます。1番目といたしましては、7つほど試験方法がございますが、その試験方法、判断基準に関しては適切であるかどうか、オーバースペックなものはないかといったようなことをお諮りいたしました。2番目といたしましては、国連などの試験規格を準用することによって、普通、輸入品であればこの国連規格の結果を持っていることがありますので、それを準用することはできないか。c. といたしましては、試験方法はそのままにして、判断基準をより余裕がある方向、保守的な方向、厳しい方向にすることによって逆に手続のほうを簡便化することはできないか、d. といたしまして、外形的な基準、薬量でございますとか外殻構造だけで適用除外ということを判断することはできないかといったようなことをお諮り申し上げたところでございます。

次のページにお進みいただきます。WGにおける意見でございますけれども、a. 適用除外火工品審査実施要領で7つほど課している試験に関しまして、オーバースペックなものなどはないかといったような観点からは、通常点火試験で、普通にまず想定された作動の試験を行ったときに外部に火薬・爆薬が爆発したときの燃焼の影響が出ないもの、飛散物が出ない、またガスが外部に漏れ出さないといったようなものに関しましては基本的にはそれで十分安全性が確保できるのではないかと考えられます。ただ、使用中に火災が発生することも考えら

れるので、外部火災試験は受けてもらう必要があるのではないかとといったようなご意見がございました。b. 国連などの他の規格の準用はできないかということに関しましては、国連輸送勧告にはいろいろな試験規格があるが、現在の適用除外火工品審査実施要領と比較したときに活用可能なのは外部火災試験ではないかといったようなご意見、またその他の ISO などの規格にも同様のものがあるかもしれないが、やや知見が不十分なので、そちらのほうに関しましては情報を収集してから判断すべきではないかというご意見をいただいたところでございます。c. でございますが、余裕がある判断基準とすることで手続をある程度簡略化できないかということに関しましては、そのようなことはある程度可能であろうというようなことでもございましたが、a. と非常に似通ったことになるので、通常点火試験と外部火災試験の2つの試験というようなことでやるのがより現実的ではないかといったようなことがここでご議論いただいたところでございます。また d. といたしまして、外形基準による適用除外に関しましては、書面審査のみで確認するというのはやや難しい面もあるので、通常点火試験と外部火災試験は実施すべきではないかといったようなご意見、また当然薬量の上限をある程度定めれば安全ということにはなるのだが、それでは十分な事業者メリットが出ないのではないかとといったようなご意見をいただき、ただ一方、世界的にはさまざまな火工品が流通しているということを踏まえると、海外ではこのようなものをどのように考えているのかというのを調査してからしっかりとまた議論してはどうかといったようなご意見をいただいたところでございます。

したがって、次のページにお進みます。今後の進め方でもございますが、1つ目の丸のところでもございます。a. b. c. d. と4つのご提案を事務局としては申し上げたところでございますが、a. と c. に関しましては WG の中の議論で大分同じ方向に議論が進みましたので、a. と c. を合わせまして通常点火試験の結果として外部に影響が出ないというような火工品に関しましては、安全性確認試験の一部を免除するという方向でこの適用除外火工品審査実施要領の改正案を検討していきたいということで、そのような新たな道も作るということを検討していきたいと考えているところでございます。また国連等他の機関の規格の準用に関しましては、国連の外部火災試験のほかは準用できるように、またその他の ISO などの規格に関しましては、事業者団体等からの提案をお受けしたいと考えているところでございます。最後、d. の外形基準のところに関しましては、外形基準による適用除外といったような考え方が海外などでどのように使われているかといったことをまず調査したいと考えているところでございます。

続きまして 15 ページのほうにお進みます。製造の範囲または無許可製造のうち火薬類の製造行為の範囲についてというところがございます。A. のところがございますが、火薬類取締法におきましては、製造の行為を非常に厳しく規制しているところがございます。製造の行為の中でも製造（変形又は修理を除く）、俗に狭義の製造と呼んでいるもの、そして変形、修理という3種類の製造行為を想定いたしまして、それぞれ技術基準などを遵守していただいているところがございます。最近では自動車用エアバッグに代表されますような安全装置に火工品が用いられるような例が増えてきているということがございまして、そのような火工品は不用意に作動する可能性が低いような火工品がいろいろ出てきておりますので、そのような火工品に関しましての変形行為につきましては、製造行為としないとするような考え方が可能なのではないかとといったようなことをWGのほうにお諮りしたところがございます。では、その変形の行為はどういうようなものかと申しますと、その下のところに書いてございますが、例えばでございますが、矢印が3つ並んでございますが、火工品の点火部に点火するための火薬、例えば雷管に導火線を取り付けるようなことというようなことが1つあります。またエアバッグガス発生器にそのセンサーを取り付けるといったようなことがございます。

そのようなものの中で安全なものは何かといったようなことをご議論いただくということでございまして、次のページにお進みいただきます。上半分のところにイ、ロ、ハ、ニ、ホ、とカタカナで書いてございます。例えばということでございますが、火工品がその機械に取り付けたり取り外すことができるようにあらかじめ設計されているようなものをあらかじめ設計どおりに行為をするものといったようなことでございますとか、その火工品に使われている薬量が少ない、又はその取り付け、取り外しなどの変形行為中に想定されるようなアクシデント、落下とか静電気といったようなものに対しましてのある程度の対策が講じられているといったようなこと等々のものであれば安全と考え得るのではないかとございまして、WGのご意見でございますが、そのような包装作業や、小分けなど非常に危険性が少ない、伴わないものは製造行為から除外したほうがいいのではないかとといったようなこと、また製造に該当しない変形の基準というような考え方ではなく、変形に該当するかどうかといったようなことを真摯に検討すべきではないかといったようなこと、また火薬・爆薬が火工品の中に一体となっていて、火薬・爆薬に変形行為が影響を与えないといったようなものに関しては変形と考えないといったようなことが基本的に考えられ得るのではないかとといったようなことがご意見としていただいたとこ

ろでございます。したがって、今後の検討の進め方でございますが、変形の行為で安全が確保される具体的な事例を、やはりそのようなことを行っております二次製造事業者、ユーザーの方々からいただきまして、製造行為に当たらない変形行為といったようなものをまず整理しまして、WGのほうにご提案を申し上げたいと考えている次第でございます。

次のページにお進みます。無許可製造量の考え方についてでございます。火薬類取締法は製造行為を非常に厳しく規制をしているところでございますが、その一方、A.のところでございますが、理化学上の実験に関しましては許可なく火薬類を製造していいというふうになっているところでございます。これは技術進歩への配慮ということで法律の中に明記されているものでございます。この無許可製造と呼ばれている制度に関しまして、事業者の方々からヒアリングを行ったところ、ややその運用にばらつきがあることが判明し、それが皆様方にご不便を生じさせているということが判明いたしました。具体的には火薬・爆薬の種類によりまして1回につき400g、または200g以下、理化学上の実験であれば無許可で製造していいということになっているところでございますが、そのA.の下のところのイ.ロ.とあるところでございますが、1つの実験計画の中で、例えば複数回、3回ぐらい製造を行うのであれば1つの実験計画の中で、全体で例えば200g以下であるというような考え方と、一方、1つの実験計画の中で3回製造が行われるのであれば、その各回ごとに200g以下であるといったような2つの解釈がこれまであって、事業者の方々もそのたびごとに悩まれているというようなことがございまして、ここのところの考え方を統一してはどうかということで、事務局よりWGの方々にお諮りした次第でございます。事務局のほうから1バッチ1回ということで統一してはいかかかということでご提案申し上げたところでございます。その結果といたしまして、WGのほうからは、理化学上の実験を行えるものにそもそも曖昧な部分があるので、そこはまずはっきり明確化していくべきである。理化学上の実験ができるだけの設備と人的能力を持っているというようなものであれば1バッチ当たり1回ということで、その考え方を明確にするということではないかということでご審議をいただいたところでございます。したがって、今後の進め方でございますが、理化学上の実験で製造が可能な数量に関しましては「1回」の解釈を「原料から最終的な火薬類を製造するまでの一連の行為（いわゆる1バッチ）」に統一していきたいと考えているところでございます。また、理化学上の実験の解釈をしっかりと明確にしまして、設備、人材の能力がある者ということをしかりと明確にしていきたいと考えているところでございます。

18 ページにお進み願います。火薬庫に関するところがございます。火薬庫の占有義務の対象範囲についてということでございますが、A. のところがございますが、現在、火薬類取締法は販売事業者の方々に原則として火薬庫を占有、これは所有ないしはリースで火薬庫を自ら使えるような状態にするということを求めているところがございます。その一方、a. の 1) のところがございますが、その販売事業者の方が火薬類を一切直接取扱わず、製造元から納入先まで完全に直納されるような場合には火薬庫を持たなくてもいいという例外的な運用を知事の許可のもとで行っていただいているというものでございます。また 2) で競技用紙雷管、これは運動会などで徒競走のスタートのときに使うようなものでございます。このような極めて一般に流通しているかなり安全度の高いもののみを扱うような、このような販売業者の方々、いわゆる火薬商というよりもスポーツ店なのでございますけれども、そのような方々に関しましても火薬庫はお持ちいただかなくてもいいといったようなことを知事の許可のもとで例外的に認めているということでございます。b. のところがございますが、この占有義務に関します課題と申しまして、従来、いわゆる産業用爆薬の販売事業者の方々は自ら火薬庫に在庫を持つということが想定されていたわけでございますが、昨今、物流費用の低減というような背景もございまして、基本的に大量注文は製造元から納入先へ直納いたしまして、販売事業者の方々も少量のみの在庫しか持たないような例が増えてきているということございまして、そのような少量の在庫はいわゆる庫外貯蔵、火薬庫外への貯蔵も法律上認められているということございまして、火薬庫を持ってはいるのですけれども、その火薬庫をもう何年も使っていないといったような方々が出てきているという課題がございます。したがって、このような方々に関しましても火薬庫の占有義務を免除してもよろしいのではないかとということで事務局よりご提案申し上げたところでございます。

次のページのB. のところがございます。そこでご議論として出ましたのは、実際に火薬庫外で貯蔵できるわずかな量しか在庫として持たないのであれば火薬庫を持たせるということまで求めなくてもいいのではないかとということをご議論が進んだわけでございますが、一方、火薬類取締法の法制度上は火薬庫の責任者ということでご議論がございまして、その火薬類取扱保安責任者をその販売業者の組織の中に位置づけているところでございまして、その火薬類取扱保安責任者が火薬庫の管理だけではなくて、販売事業者全体の従業員教育などにも貢献しているという実態があるというご意見がございまして、火薬庫の占有義務を免除したときにこの保安責任者もあわせて不要になってしまうというの

はよろしくないのではないかとといったようなご意見をいただいたところでございます。したがって、事務局といたしましては、火薬庫の占有の義務を見直すに当たりまして、占有義務を解除する知事の許可の要件などとして、保安責任者が不在とならないようなやり方を考えていきたいということで現在、考えているところでございます。

最後、20 ページのところでございますが、火薬庫外に貯蔵可能な火工品の品目についてということでございます。適用除外火工品のところで申し上げましたようないわゆる少量の火薬量を用いました火工品が世の中にだんだん流通が増えてきているというところがございます。このようなものに関しましては、火薬庫外での貯蔵を認めるということが従来より行われてきているところでございますが、1)のところでございますが、その場合には庫外貯蔵をイ)貯蔵する者、ロ)庫外貯蔵庫の構造、ハ)火薬類の品目ごとに告示で経産省のほうで指定しているということでございまして、非常に煩雑な手続が必要となっているところでございます。その一方で、3)のところでございますが、国連危険物分類というものがございまして、火薬等の危険物を国際的に輸送する際にどのような輸送時に防護策を講ずるかという分類のための規格がございまして、その 1.4S というもの、これは基本的に航空機で輸送していいというものになるわけでございますが、この航空機で輸送可能になるような 1.4S に分類されるものであれば、これは包括的に火薬庫の外の庫外貯蔵庫、一定の火災や盗難への防護措置は必要なわけでございますけれども、そのような庫外貯蔵庫と呼んでいるものの中で保管可能ではないかということをご提案申し上げ、WG のほうでもそれで保安上、問題ないのではないかと、そのための条件、数量などを今後検討していくべきというふうなご指示をいただきまして、21 ページでございますが、今後、1.4S に該当するものの庫外貯蔵可能な数量に関しまして検討を進めていきたいと考えているものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。

それでは、煙火保安 WG の座長で、また合同 WG の座長の新井委員から補足がありましたらよろしくをお願いします。

○新井委員　　補足ということではありませんけれども、WG をやらせていただきました。火取法が比較的古い法律であるということで、現実とのギャップが多少あるなということは皆さん感じておられることで、その中で法改正というのではなくて、今回は非常にプラクティカルに技術基準を見直しというところで現実的に落とし込むということで、それが

かなり現実味を帯びているということで非常に熱心に議論いただきました。実際には我々が考えているよりも根は深いというか、なかなか難しいところはあるのですけれども、一步一步進めていければというふうを考えておりました、またディスカッションする中で、そのプロセスというものも WG のメンバーに非常に役立っているのではないかなと考えておりました、こういう機会がありがたかったなと考えております。

以上でございます。

○小川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、産業火薬保安 WG 座長の三宅委員から補足がございましたら、よろしく願いします。

○三宅委員　　今、新井 WG 座長のほうからもお話がありましたように、熱心な議論をしていろいろな意見を集約することができたと思っております。特に補足ということはないのですけれども、いろいろな視点からいろいろなシチュエーションですとかシナリオを考えて、それでみんなで議論していくということが重要だろうと思っておりますので、これからもさらに深掘りをしていくということになると思います。

個人的なコメントはまた後でということにしたいと思えます。

○小川委員長　　ありがとうございます。

それでは、規制の見直しにつきまして、見直しの課題を整理していただきまして見直し案の提案をしていただきまして、それに対して WG でいろいろご意見をいただきまして、その結果を持ちまして今後の検討の進め方につきまして提案がありました。これらについてご審議をよろしく願いいたします。ご意見があれば挙手をお願いいたします。

東嶋委員、どうぞ。

○東嶋委員　　ご説明ありがとうございました。全体的な方向性としては以前にも申し上げましたようにすばらしいことだと思いますが、3点ほど気になったところがありましたので、ご質問させていただきたいと思えます。

例えば9ページのTNTやダイナマイトに比較して爆発威力が低いと言われている硝安油剤爆薬や含水爆薬のみを貯蔵する場合の保安距離等の規制値を低減することについて、それと14ページの火薬類の爆発の影響が外部に出ない場合などの一定の要件を満たす火工品について安全性確認試験の一部を免除するということについて、それからもう一点が20ページの庫外貯蔵の制度のことなのですが、それぞれ素人なので、例えば含水爆薬というのはどういうものか分からなかったり、それから火薬類の爆発の影響が外部に出ないとい

った場合の「外部」というのはどういうことなのか、庫外貯蔵というときに庫外というのはどこなのか分からないので教えていただきたいのですが、そして、どうしてそういうことを伺うかといいますと、それぞれの場合にやはり専門家でない一般の国民が危惧するのは、今現在想定されていることに対しては恐らく安全性は損なわれないであろうというのは想像できるのですが、さまざまな自然災害ですとかテロだとか悪意のある行為に対して実際に安全性が損なわれない、つまり同等かあるいは向上するかということが求められると思うのですが、それについてやはり分かりやすいように根拠をデータを持ってお示ししないといけないと思いますので、その点、ぜひご注意していただきつつ進めていただければと思います。

○小川委員長 事務局、どうぞ。

○事務局（吉野監理官） きちんとした根拠、データを持って今後進めていきたいと考えております。ご質問のございました3点でございますが、9ページの含水爆薬や硝安油剤といったようなものはいわゆるニトログリセリン系のダイナマイトとはまた違う種類の爆薬でございますし、そもそも非常に安全度が高く、爆発がしにくいという特徴をもった爆薬でございますし、また同じ重量当たりの爆発力、爆発時の威力が小さいということがございます。硝安油剤と含水爆薬でもまた爆発の威力の大きさはやや差がございますので、そのような爆発の威力の大きさに応じてきちんとした必要な保安距離を確保していったらどうかという考え方でございます。

続きまして14ページの外部影響のところでございますが、こちらのほうは火工品ということでございまして、通常は金属の外殻構造の中に火薬が納められておりまして、それが電気などの方式で点火して、その中で小さな爆発を起こす、その結果出た圧力などを使って、その火工品の中で何らかのピストンなどが動いて作動するといったようなものでございます。したがって、そのように爆発の影響が外殻構造の外に表れてこない、そこで火工品によっては爆発したことによって外殻構造の一部が壊れて飛散物を外に出すことによって外部に影響を与えるような火工品もございますけれども、外殻構造の中に爆発の結果、圧力とかが完全に閉じ込められるようなものでございますね。そういったものを想定しているということでございます。

○東嶋委員 ということは、火工品、製品の外に出ないということですか。

○事務局（吉野監理官） そういうことでございます。

○東嶋委員 分かりました。

○事務局（吉野監理官） 失礼いたしました。最後、庫外貯蔵のところでございますが、説明不足で申しわけございません。庫外貯蔵の場合でございますけれども、どこに置いてもいいということではございませんで、火災でございますとか、火工品の危険度に応じまして火災への予防、盗難への予防、また場合によっては不時作動への予防策を講じていただくということございまして、程度に応じまして壁の厚さとか鉄製の扉といったようなものを定めさせていただいた場所でございます。

○東嶋委員 ありがとうございます。そうしますと、この庫外貯蔵といった場合、例えば5ページの表の対象というところではいいますと、どこまでの範囲に入るのでしょうか。庫外といった場合は、製造所全体も庫外に入るのですか、とんちんかんなことを聞いてすみません。

○事務局（吉野監理官） すみません。この表は製造施設を想定したものになってございまして、庫外貯蔵庫は主に流通の事業者の方々が発けられるものでございますので、大きな違いといたしましては、火薬庫の場合はいわゆる保安距離が求められます。庫外貯蔵の場合は保安距離を求めてございませんので、盗難や火災の予防策を講ずるということで、一定の建物の中に設けることが可能というところが大きな違いでございます。

○東嶋委員 分かりました。ありがとうございます。

○小川委員長 他にございますか。

○高嶋委員（辻田代理） よろしいですか。

○小川委員長 はい。辻田代理、どうぞ。

○高嶋委員（辻田代理） 日建連でございます。9ページで今のご質問もあったところなのですけれども、質問ではないのですけれども、含水爆薬等、保安距離の規制値低減ということですが、今、建設業などは山間部で狭い場所に火薬庫とか取扱所とか火工所とかを建てている場合が多くて、この規制値の低減ということで非常に期待しております。今年度ですか、データも取得されるということですので、このご検討を是非お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小川委員長 三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 今度は個人的なコメントということでお話しさせていただきます。大きく2つございます。1つは、先ほど東嶋委員のほうからもありましたけれども、今までに想定していなかった事象に対する対応、ここら辺をどこまで網羅的に抽出できるのかということを検討の材料にしなければいけないだろうと思います。当然、保安の確保というのは

産業振興と、それから安全のベストミックスで規制をかけていくということになると思うのですけれども、当然、危険なものは本質的な安全化ということであるべく危険を排除しようということ、しかしながらここでは火薬類というあるハザードをもったものを使っていくということですから、それに対応できるような技術をきちっと作っていく。保安を確保する場合には、まずは物理的な対応として考えましょうということです。そして先ほどの整理でもって発生の可能性の話と、それから何か起きてしまった後の話というのを切り分けて整理をしているのでいいと思うのですけれども、そこに必要になってくるのは、例えば非意図的に発生するような事象として、先ほどは自然災害のようなこともありましたけれども、例えばちょっとした不純物が入ってくるようなことというのがあれば、先ほどの爆発の威力というのは大きく変化してしまう可能性があります。仮に硝安油剤爆薬や含水爆薬であったとしても、何らかの不純物が入ったことによって異常な反応や、予期しない反応が発生してしまうことがもしあるとすれば、それもきちんと押さえておいた上で考えなければいけない。感度や威力が変わってきてしまう。ということは品質管理、あるいは工程管理をより厳密にしなければいけないということになりますので、そのあたりの技術者や作業者の方々の教育というものも一緒にあわせて考えないといけない。つまり、物理的な対応と、それから管理的な対応が両方ともうまくミックスして進めることが必要だろうというのが1つです。

それからもう一つも似たようなことなのではあるけれども、今回は火薬類に関する話になっているわけですが、先ほどの審議官のお話にもあったように、新技術、あるいは新市場への対応ということを想定しているわけですので、その場合には火薬類だけで閉じた考えでは少し不十分ではないか。したがって、例えば今は特に新技術や新市場を考えるとときに火薬類だけのことを考えているわけですが、特に新市場となった場合には製造から貯蔵、輸送、あるいは消費、廃棄、リサイクルといったライフサイクルで考えるということが必要になってきて、そのときに他の新しい技術だとか、他の新しい例えば産業施設だとか商業施設で取り扱われるようなことがもしあるとすれば、火薬類だけで閉じていない、新しく発生するシナリオだとか、それからリスクに対しても対応できるように考えておくことが必要ではないかというふうに思います。特に、新しいエネルギーですとか、新しい施設がこれからできる可能性があるとしたら、そういったところとの兼ね合いも考えた上で、もう少しワイドな視野でいろいろなシナリオを考えていけばいいのかなと、そこら辺も今後の検討ではないかというふうに思います。

以上です。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。

他にご意見、ご質問、ございませんでしょうか。はい、見上委員、どうぞ。

○見上委員　　18 ページなのですがすけれども、火薬庫を持たずに販売業者、まあ流通業者ですよね。それで火薬庫を持たずに庫外貯蔵庫だけで販売営業の許可を与えようという乱暴なことが書いてありますけれども、それで 19 ページにはもう占有義務の見直しについては知事の要件として保安責任者が不在とならないよう条件を課す方策について検討すると書いてありますけれども、これはもう結論ありきというか、要は販売業者が火薬庫を持たずに庫外貯蔵庫だけで商売するにはどういう方策があるかを今事務局として考えていらっしゃるというふうにとらえてよろしいわけですか。

○事務局（吉野監理官）　　実際に直接その販売事業者の方が少量しか火薬類を取扱わないというときに關しまして、火薬庫を持たないで販売業者としての許可が得られるという方策を考えようということでございます。

○見上委員　　ただ、この 18 ページにも書いてありますけれども、火取法の 13 条では火薬庫の占有義務を課しているわけですよ。それで、確かに競技用の紙雷管とか建びよりの空包だとか、これはどういうわけで除外になったのかは、その経緯は存じ上げておりますけれども、単に火薬庫を借りるのに月額幾ら払わなければいけないという経済的な理由から恐らくこういう話が出たのだと思いますけれども、結局、販売業者は保安責任者とそれから代理者といういわゆる火薬類取扱保安責任者の免状持ちが必要なわけですね、販売営業の許可を申請するときに。その両者は、要は火薬庫の維持管理だとかそれから物流に対しての責任をもちます。そのために保安責任者が必要なわけですね。それは法の 13 条で厳然とうたっているわけです。では、庫外貯蔵庫、火薬庫、今の吉野さんの話ではないですけれども、少量の火薬しか扱わない、恐らく、その後に（火薬庫の賃貸料が高い）が絶対ついてくると思うのですけれども、だからといって、では庫外貯蔵庫だけで営業販売の許可を下ろすということは、では保安責任者は必要ないということは、13 条でうたっているわけですから、この過去の経緯は別としても、法の 13 条を書き換えない限りは、私はやはり庫外貯蔵庫だけで販売営業の許可を下ろすべきではないと、そういうふうに私は感じますけれども。

○事務局（吉野監理官）　　まず 1 点は保安責任者の方々が不在とならないというように方策を考えていこうとしているところでございます。13 条との関係でございますと、「販

売業者は火薬庫を所有し、又は占有しなければならない」というふうに 13 条でござい
ますが、「ただし、土地の事情等のためのやむを得ない場合においては知事の許可を受けた
ときはこの限りではない」ということがございます。このただし書きの中でどのようなこ
とがあり得るか、この法が認める範囲内でどのようなことがあり得るかということを考え
ていきたいということでございます。

○見上委員　ううん……。

○小川委員長　いいですか、どうもありがとうございました。

他に、三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　今のお話も含めてなのですけれども、さっき東嶋さんもおっしゃっていま
したが、私たち素人からすれば保安を守るためにさまざまなルールというのをずっと作っ
ておられて、それを実行なさっておられて大きな事故にも至らなかったのですね。さは
りながら時代は変わっていますので実態に応じてもう少し効率化したり、新製品を開発し
たりして現場の声を聞きつつ新しくやっていきたいと思いますということはよく分かりまし
たし、非効率的なこととか今の時代にはそぐわないルールがあって変えるということも分か
ります。ただ、非常に心配なのは、保安の責任者が不在とならないように、などと一応条件
には書いてあるけれども、そうはいっても事故は起きる、なぜならば表示上の名前だけそ
の人の名前が提示されていて、実際には人がいないということが本当はないのかとか、名
義貸しのようなものがないのかとか、あとは少し戻って恐縮なのですが、例えば 10
ページにある、事業者判断で、届出のこと、軽微変更で事後届出をしたときに、事前相談
を可能とする方策が必要という意見が WG のほうから出ていて、では、その事前相談に十
分に応じられるだけの人というか、受け皿がきちんと整備されているのかという不安があ
るということと、それからやはり製造から輸送、貯蔵、販売というのは非常に専門的な知
識やスキルが必要ですが、扱う人のスキルの維持とか、そういう人材育成ですね。要は、
ハードのことはもちろん大事ですが、ソフトの部分が見えないですね。だから一般消費
者からすると不安なわけです。だから、こういう制度があるので人材確保についてはこう
で、仮に保安責任者が万が一のときにはこうです、破ったものの罰則規定はこうですとか、
そういう分かりやすいルールはきちんとできていると思いますが、それが見えていないの
で分からない、不安になってしまうという部分がどうしてもあるので、もう少し「見える
化」という言い方は余り好きではないのですけれども、してもらえたら分かりやすいので
はないかなと単純な意見ですけれども、思いました。

○事務局（吉野監理官）　ありがとうございます。事前相談のところに関しましてはおっしゃるとおり体制をきちんと整えていくということだと考えております。また技術基準の見直しの中でご指摘がございましたが、危害予防規程との関係をご指摘いただいたご意見がございましたが、その危害予防規程などの中いわゆる人材教育、事業所ごとに教育計画を立てるということを火取法は義務付けておまして、そうしてそれが危害予防規程の中でより具体的に書き込まれているという形になってきております。その辺に関しましても当然配慮しながら技術基準の見直しを進めてまいりますし、また今後、さらに具体的な案を皆様方にお示しする際はその辺との関係を十分にお示ししながら議論を進めてまいります。どうもありがとうございます。

○見上委員　　もう一点。

○小川委員長　　はい、見上委員。

○見上委員　　これは意見ではなく精神的な話で恐縮なのですが、販売店、我々流通業者というのは火薬庫があるからこそ自分たちのプライドを守れ、それから火薬庫に縛られ、要は保安に対して四六時中気をつかっているというのがやはり火薬庫をもっている流通業者の宿命なのです。その精神構造が結局、庫外貯蔵庫だけでいいよとなったときに、もうほとんどそういうプライドもへったくれもなくなる可能性が出てくるし、というのは、それと全火協さんに事故調査委員会というのがありますね、煙火部会、それから消費、製造とかとありますけれども、ご存じのとおりここ、あの委員会ができてから流通で事故がありましたか。流通で事故がないということは、火薬庫をもっている人たちがそれだけのプライドで守っているからですよ。その辺の精神構造を忘れて、単にさっきからいっている賃貸料が高いから、少量だから庫外貯蔵庫でいいだろう、それはもう絶対私は反対です。以上です。

○寺澤商務流通保安審議官　　今日は中間整理で今後の検討の段取りなので、ここで最終的に100%、丸かバツかということではありません。私ももちろん専門家ではないのですが、ではオールオアナッシングの議論なのかというと多分そうでもないような気もするので、では具体的にはどういう場合には認めてどういう場合はだめなのか、見上委員の意見は非常に重要だと思いますので、それを踏まえながら今後具体的にまた議論をさせていただければと思います。

○見上委員　　よろしくお願ひします。

○小川委員長　　他にございますか、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見をいろいろいただきまして、ありがとうございます。今後の検討の進め方につきまして一応お認めいただいたということでもいいでしょうか。特に性能規定化していくということは、今ここに出ていますように判断基準をきちっと明確にして、皆さん、だれが判断しても同じになるようにする。そのためには例示基準の充実とかいろいろな方策がありますけれども、現場に即した形が必要ですので、現場に応じた判断基準を明確にできるような作業をお願いしたいと思います。

続きまして、議題2.「自主保安の高度化の支援等について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉野監理官） それでは、資料2をお手元にご用意願います。自主保安の高度化の支援ということでございまして、①事故情報の収集・活用、②保安責任者の代理者の兼任、③安定度試験方法等の見直し、④その他でございます。

ページをお進みいただきまして2ページのところでございます。現在、火薬類取締法の運用に当たりまして、残念ながら一定程度の事故は毎年発生しているということでございまして、何らかの事故が発生した場合には、まず急報を各都道府県を通じて経済産業省のほうにお寄せいただくこととしておりますし、都道府県知事のほうからは20日以内にその事故原因でございまして対策も含めたものをご提出いただくという形にしているところでございます。また経済産業省のほうからそのような急報ないしは事故報告書を事業者団体、関係省庁のほうに横展開させていただいているということでございます。

次のページの4.のところでございますが、経済産業省のほうでは全国火薬類保安協会のほうにもお願いいたしまして、毎年度にその1年間にあった事故の全体の傾向や原因分析などを行いまして、必要に応じてまたこれを横展開しているというようなことでございます。5.でございますが、事故情報の集計・公表といたしましては、経済産業省のほうから年報という形で公表させていただいておりまして、A級、B級、C級というような形で3つに分類しているところでございまして、A級が5名以上の死亡者などの場合、B級が1名以上の死亡者、C級が死亡者なしで重傷事故から非常に軽微なものまでを含んでいるという形でございます。1年間を経過しない間に同一事業所でC級事故を繰り返した場合にはB級事故扱いといったような形で分類をさせていただいているものでございます。

次のページにお進みいただきます。この事故情報収集上の課題といたしましてご指摘いただいている点が何点かございます。現在は事故届を火薬類取締法46条の災害が生じた場合ないしは盗難や無くしてしまった場合ということでお願いしておりまして、主に災害

が生じた場合に事故として届け出がされているというところがございます。また私どもが都道府県のほうにお願いしているマニュアル上は、この災害を火薬類の爆発等により生じたものをいうという形でお願ひしているとともに、従来より軽微な事故も、是非積極的に事故情報として有効に活用したいので出していただきたいということをお願いしております。その結果といたしまして、左下の表にございますが、事故件数が増えているというのはこの軽微な事故に関しましても積極的にお出しいただいているというようなことではないかと考えているところでございます。

その一方、5ページでございますけれども、先ほども申しましたが、C級事故には重傷者か発生したものから人的被害が生じない、また物的な被害も非常にわずかだといったようなものが含まれておりまして、この辺は実際の事故として最終的に都道府県が上げてくるかどうかはかなり軽微な場合には現場に駆けつけた警察官の方々のご判断に依拠しているというところがございます。また、それよってB級事故扱いになるかならないか、繰り返した場合にはなるかならないかといったようなこともございまして、やや運用にばらつきがあるないしは厳しい部分があるのではないかとというようなところが現在、指摘されているところでございます。

したがいまして、次のページ、6ページでございますけれども、現場での判断がばらつかないように事故の定義を爆発等の影響といったようなものではなくて、どのような現象が起こったときには事故とするといったようなことを明確化していきたいと考えてございます。6ページのところに参考までに高压ガス保安法の定義と火薬類取締法の定義がございまして、やはりこのように詳細にして判断にばらつきがないようにして、しっかりと情報を集めていきたいと考えているところでございます。

7ページのほうでございますが、加えてということでございますけれども、軽微な事故の区分を分離して新設したいと考えているところでございます。C級事故が非常に幅広いということございまして、人的、物的被害が発生しない軽微な事故に関しましては、例えば「C-」といったような形にいたしまして、負傷者が出たようなものとは区別して、分析しやすい形にして、また報告しやすい形にしていきたいと考えているところでございます。またC-に関しましては繰り返した場合でもB級扱いにはしないということにしてはいかがかと考えているものでございます。

続きましてページ数で10ページにお進み願います。保安責任者の選任に関するテーマでございます。先ほどもご議論がございましたところでございますが、製造及び貯蔵、消

費、製造に関しましては製造保安責任者、貯蔵と消費に関しましては取扱保安責任者の専任を火薬類取締法は事業者の方々に求めているものでございます。保安責任者は常にその事業に関しまして保安監督の職務を行わなければならないという形になっているわけですが、その保安責任者が旅行やご病気で1日以上不在になることは当然あり得るということございまして、そのようなときのためにあらかじめ代理者を選任しておいていただくということをしていただいているところでございます。2. 保安責任者の課題のところでございますが、残念ながら火薬類の製造の事業規模が縮小しているような分野もございまして、その場合に複数の事業所があるような場合に、正の保安責任者の方を選任していただくのは当然なのでございますが、代理者も、要するに保安責任者と代理者、合計2名をラインに選任して張り付けておくということの負担感が高まっているというものがございます。

そこで代理に関しましては、本来の正の責任者がいないときの代行ということでございますので、この兼務ができないかといったようなご意見がございまして、11 ページにお進みいただきまして、そのような複数の事業所、ある程度離れたところにある複数の事業所の代理者の兼任に関しまして2つのライン、事業所の保安を維持し、代理が兼任をすることが可能な条件というものを今後検討していきたいと考えているものでございます。

続きまして、13 ページのほうにお進み願います。安定度試験方法の見直しということでございます。この安定度試験と申しておりますのは、火薬類の中には自然発火の危険性がある火薬の種類がございまして、このような自然発火、時間がたつとだんだん熱をもって発火する可能性が出てくる火薬の種類に関しましては一定の期間ごとに試験をして自然発火の恐れがないということを確認していただく、それを安定度試験と称しているものがございまして。

続きまして、次のページにお進み願います。この安定度試験に関する課題でございますが、安定度試験の中には試験方法がさらに3つほどに分かれるわけでございますけれども、その中でも特に加熱試験と呼ばれている試験方法に関しまして、その試験に必要な試薬が一般に販売されなくなってしまったという問題がございまして、したがって、このような試薬の入手が困難になって試験の実施もやや困難になりつつあるようなものに関しまして、新たな試験方法を開発していく必要があるのではないかと、また②でございまして、特に輸入者に関しましては、輸入した火薬類がいつ製造されたかが必ずしもはっきりしない可能性があるということで、輸入の度に試験をしていただくことを求

めているわけですが、この結果といたしまして、サンプル輸入の際にもサンプル以上の輸入が必要になっているというようなことがございますので、この点に関しましては、製造の年月日が明確なものなどに関しましては、輸入後の安定度試験の条件を緩和できないかといったようなことを検討していきたいと考えているものでございます。

16 ページでございます。最後、その他のところでございますが、自主保安の支援の可能性ということで、火薬類取締法では行政の完成検査や定期検査に代わりまして、指定検査機関制度を設けているところでございますが、残念ながら平成 11 年の制度創設以来、岩手県と高知県にこの指定検査機関が設立されたことがございますが、高知県のほうの事業者は昨年で事業を閉鎖してしまい、今現在は岩手県のみというような形になっております。一方、2. でございますが、火薬類の保安行政が都道府県からさらに基礎自治体のほうに権限委譲などがされるということもございまして、行政担当者の検査業務の負担が増えている、また経験の蓄積という意味でも課題となってきておりまして、この検査業務を集中的に行う指定検査機関の活用が求められているというような状況がございます。こちらのほう、現在のところ、なかなかこの指定検査機関の設立が進まない背景や原因がまだ十分把握しきれていない、また解決策もまだ見えていないところでございますが、是非この点に関しましては今後の検討課題としていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。

では、ただいまの説明に対して、何かご意見、ご意見がございましたらお願いいたします。見上委員。

○見上委員　　10 ページと 11 ページの保安責任者のことなのですが、この製造所の代理者が兼任できるというのは、これはいいと思います。それで、製造だけではなくて実は私も流通業者、いわゆる販売店でも爆砕工事を請け負っている者が結構全国いるのですよ。いわゆる販売店が要請に応じてそこの現場の爆砕をする。そうすると、先ほどから言っている火薬庫に正と代理を張り付けられるわけですね、我々は。そうすると、例えば爆砕工事を受けるときにまた新たな人を雇うか、それとも自分のところに余裕があれば人を出すということなのですが、火薬庫の貯蔵の代理者と爆砕工事、消費の代理者も同じように兼任できるとありがたいなと思います。製造だけではなくて、そちらのほうにも少し目を向けていただけるとありがたいなと思って今申し上げました。

○事務局（吉野監理官）　承知いたしました。

○小川委員長 他に何かございますか、佐久間委員。

○佐久間委員 佐久間でございます。今、見上委員がおっしゃった保安責任者の代理についてお伺いしたいと思います。実は私も製造のメーカー、火薬のメーカーで製造の責任者及び代理者、副保安責任者等の経験があるのですが、確かにメーカーによってはそういういわゆる保安責任者、免状をもっている人を確保するということが厳しくなってきていますし、高齢化も進んでいるという条件もございます。その中で、この制度は非常にありがたいと思うのですが、例えばここにお書きになっているのは1つの会社の例えばAとBという事業所があります。そのときに代理者はAとBを兼任しますよということだと思のです。だから、会社が全然違う、法人格が違う間でのそういう代理者のやりとりというのは多分想定しておられないと思うのですが、そういうことも考えておられるのかということが1点と、もう一つ大事なのは、ここには書いてございませんけれども、要は、例えば2ヵ所としましょうかね、そこで保安責任者の正が2人いる、代理者は1名です。AとBを行ったり来たりするのですが、AとBの保安責任者2名がいなくなった場合、いなくなったというのはいろいろな病気等の都合で職務を遂行できないとなった場合には当然のことながら代理者は1人しかいませんから、片一方は、これは操業もしくは消費も含めて止めるということですよ。と、思って今お尋ねいたしました。

○事務局（吉野監理官） 先ほど保安を維持し、兼任が可能な条件を検討したいということで申し上げた次第でございますけれども、まずA、B2つあって両方正がいなくなった場合にはおっしゃるとおり代理はどっちかに張り付くわけでございますので、もう一方のほうの責任者がいない状態のところは止めざるを得ないことになるのではないかと、いうふうに想定しているところでございます。

そもそも雇用形態、会社が違う場合の代理者の兼任に関しましては、まだ具体的な検討はしておりませんが、保安責任者というものがその製造なら製造のラインに関しまして保安責任を持つということを考えますと、違う会社の方が責任を持つというのがどうということなのかという、今は雇用形態も複雑化しておりますので絶対に不可能ということではないかもしれませんが、相当いろいろな条件のことを考えなければいけないのではないかと、いうふうに考えております。

○佐久間委員 どうもありがとうございました。

○小川委員長 辻田代理。

○高嶋委員（辻田代理） 日建連です。今のところの保安責任者なのですが、やはり少

しご議論を進めていただきたい。というのは、建設業法の場合は監理技術者というのがあります、それもやはり兼任があつて、近い現場の場合とか、そういう制度はありますので、それと同様に議論を進めていただきたいなという希望です。

○小川委員長　ありがとうございます。

三浦委員、どうぞ。

○三浦委員　ありがとうございました。審議会があつてよかつたと思うのは、こういうふうに、普段それぞれの業界の方たちがどんなふうに今まで頑張つてこられたりとか、守つてこられたりとか、闘つてこられたりとか、そういう過程は普段知ることができないのでこういうところで意見を出し合つて議事録を残して、全国民だれもがそのプロセスが分かるようになるというのがこういう審議会のすばらしさというか、ありがたいところだというのを非常に痛感しています。

6 ページですが、どうしても我々消費者、皆さんも消費者ですけれども、事故情報は数でしかなかなか判断できない、何件ありました、ああそれは大変なことでございますとかというふうにどうしてもなってしまう。一番やはりこれは困つたなと思つたのは、自治体による解釈の差というのは何ですかということですね。こんなことがあつては本当にいけないことでありまして、これによって数字が変わつてしまうと大変な違いになってしまうということです。ですから、事故の定義というのは難しいとは思つたのですが、きちんと定義されないとみんなが判断できなくて、あいまいな数字の報告になってしまうということですね。それによつてああだこうだというもおかしなことなので、きちんと定義をしておくということと、その定義をしたことをきちんと現場で生かせないと、ただ定義は決めましたけれども、いまだに現場に行つた警察からこれはCでしょうか、ではCがちょっとよく分からないからC-とか、そういうのを作りましょうかという話ではなくて、きちんと判断できるように解釈を統一していただきたいなど。これはもうお願いベースのお話でございます。

○小川委員長　どうぞ、穂積代理。

○鈴木委員（穂積代理）　6 ページのところの事故の定義のお話が今、出たと思うのですが、実際に定義を出していただいて、実際に事故が起こった場合ですが。例えば、ちょうどこの6 ページに高圧ガスの事例、例えばこの 2. の③噴出・漏洩というのがあります。よくあるケースがいわゆるエアコンの関係、ビルの空調の関係ですね。夏、使おうと思つたら漏れてた。この場合は基本的にどこから漏れたかによつて事故になるかならないか、

ここに書いてあるとおりになるのですが、基本は、我々自治体はまず現象が起きた時点ですぐこれは国のほうに報告するように、もう自動的にやるようにしています。原因究明している間に時間がどんどんたってしまうので、まず報告する、いわゆる異常な状況が起きたら必ず報告するというのが高圧ガス関係は現実的にはやっています。最終的に事業者から報告書をもらうかどうかというのは事故の詳細が分かった段階で、最終的にそれが本当の統計上の事故になるかどうか、ここは定義に合わせればいいと思うのです。ただ我々から、現場のサイドからすると、異常事態が起こったらまず報告するというのを一定のルール化しておくのが多分一番シンプルなやり方だろうと思います。統計上どうするか、定義上、どこに置くかは、これは後から整理すればいい話で、昨年度一番気になったのが、有害鳥獣の花火の追い払いのときに連発の花火の事故が全国でかなり多発したと思います。神奈川県でも、私の記憶だと4回か5回ぐらい、実際に暴発したわけではなかったのですが、3連発のものが2発しか出ないとか、そういう異常な状況が出ています。ただ、3連発が2発しか出ないというのが、まあしょうがないなと思ってしまうのか、やはり異常なことなのだと思うのか、後から見ると他の自治体では爆発して腕を損傷した方がいるとか、ですから、そういう少しおかしいなという情報は、基本は情報としてまず上げる、そういうルールが多分一番、我々自治体からするとシンプルなのかなと。判断しなくてすみませうから。それを最終的に今度は下りてきた段階で事故とするかしないかは、どこまで相手側に報告を求めるか求めないか、罰則適用するかしないかはその後でいいと思うのですね。やはりスピードが一番大事だなというのは我々現場サイドから見ていて、各自治体で同じ事故が起こっているにもかかわらずその情報が、まあ国から通知をいただいたりはしているのですけれども、現実には時間がかかなりたっている。こういうような実際の現場の状況なので、事故の定義は定義として整理していただくとしても、やはり事故の報告のルールというのは少し別に考えていただければというふうに思います。

以上です。

○小川委員長　　どうもありがとうございます。

○友田委員　　いいですか。

○小川委員長　　はい、友田委員。

○友田委員　　少し戻りますが、保安責任者の兼務のお話がずっとありました。先ほどお話があったみたいに保安責任者が2つの工場でどっちもいなくなって兼務者が1人の場合にどうするか、こういうことが実際に私どもの業界でもあります。保安責任者の会議に

皆さんが行って、代理の人がそれぞれいるという実態があります。恐らく経済産業省のほうでは他のこういう保安関係の法律の代理者の置き方というのはたぶん決められていると思います。我々は公害防止管理者資格認定講習をやっていますけれども、公害防止管理者も代理者、有資格者を置きなさい、これは必ず決まっていることです。1の事業場の中に2つある場合とか、離れた場合とかそういうケースを分けてたぶん決めていますので、そこをちょっと省内でよく調査していただいてやっていただいたらいいのかなと思っております。これは保安責任者の件です。

それからもう一点教えていただきたいのは、指定検査機関制度というのは、経済産業大臣または都道府県知事が行うというのは、経済産業省大臣、経済産業省が行っているところというのは現状あるのでしょうか。

○事務局（吉野監理官） 一定規模以上の製造事業所は経済産業省大臣がやっております。それ以外のものは都道府県のほうにお願いしているという仕切りになっております。

○友田委員 指定検査機関が今おっしゃったように岩手県しかないという状態の中で、他方、おっしゃったように地方分権が進んで市町村に権限が下りていく。こういう中で市町村がこの業務を行っていくということが本当に可能かどうかというのはよく検証されたほうがいいのではないかと思います。実は先ほどの軽微な変更であるかどうかという体制の整備をやるというのも、それを知事が判断するのではなくて、市町村が判断するのであれば、それは体制だけではなくてきちんと細かいマニュアルまで作ってあげないと恐らくできないことになってくると思いますので、その辺、留意していただければと思います。

○事務局（吉野監理官） 承知いたしました。

○小川委員長 どうもありがとうございます。

古川委員、どうぞ。

○古川委員 昨日いろいろ説明していただいて大変よく分かりました。その中で、1つ不満だったのは14ページなのですけれども、例えば安全度試験に関する課題のところでもそうですけれども、昭和25年と変わっていない。もっと新たな試験法の開発が必要と伺いましたけれども、消費者団体の安全・安心を願う者としても、この点も含めもっと全体的にスピード感をもってやってほしいというのが願いです。よろしく願いいたします。

○事務局（吉野監理官） はい。

○小川委員長 飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 先ほどの事故の話の続きなのですけれども、事故かどうかとも考えるように

是非検討をお願いしたい。この方策だと軽微な事故、一応「事故」と全部扱う。先ほど県の方からもお話がありましたけれども、何か異常な事態があったらすべて報告する、これは非常に素晴らしいことだと思います。ただ、今の段階だと県から報告があったものはすべて事故扱いになっている。今、この方針でも軽微なものはC-級を使ってやはり事故としてカウントするという方針になっているわけですね。そうではなくて、先ほどの動物駆逐用煙火の3発目が出なかった、これも報告してほしいわけですよ、異常な事態だから。ですから、事故ではないものをやはりこの分類、マニュアルに決めていくのだという方向で是非検討するように、マニュアルに軽微な事故はC-級を設けて、年に2回起こってもB事故にしない扱いにすると、これだとすべて事故で扱うという方策なわけですから、そうではなくて、事故にしないものも考えていく。そういう方策に是非改めていただければと思います。

何を言っているかということ、具体的にいうと、例えば煙火の黒玉ですね。これは爆発しなかった、要するに煙火玉を筒から打ち上げて、本当は上空で開発する、爆発してきれいに見えるはずだったものが上空で開発せずにそのまま落ちてきた。黒玉は今事故扱いになっているわけですね。これはただ落ちてそこに転がっているだけです。これは本当に事故でしょうか。そういうところまで考えるような方策に是非変えていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

○小川委員長 新井委員。

○新井委員 ほぼ同じ意見ですけれども、今、他のご意見がありましたように、異常は本当にすべて報告していただきたいということと、それからこのC-というのは我々10年来、飯田さんと一緒にずっと言っていたことが少し前進したのでとても喜んではいるのですが、できれば今飯田委員が言われたように事故でない分類というのをきちんとして、これは何が一番心配かということ、事故でないもの、少し事故に食い込んでいるものまで隠したがってしまうような体制ができてしまうということなのですね、それは避けたい。だから、異常があったら全部報告してほしいけれども、事故ではないものは必ず除外して、それはヒヤリ・ハットなりそんな事故ではない分類としてきちんと報告する。それもやはり減らすことによってたぶん事故は減っていくというのが我々考えているところですので、そういうふうにしてほしい。そうでないと、隠すことが始まったら絶対に困るというふうに考えております。

○小川委員長 事務局から。

○事務局（吉野監理官）　そもそも事故の定義を明確化ということでございますが、今ご指摘の趣旨も踏まえて事故の定義、またその収集区分のことも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○小川委員長　三宅委員、どうぞ。

○三宅委員　事故の話は今の議論のとおりだと思います。そのときに、例えば事故情報の取扱いで、今日の資料の2ページ目に12項目書いてあるのですけれども、産業保安規制のスマート化のところでもコメントがあったと思うのですけれども、いろいろな情報を今後、例えばビッグデータとして扱っていくということを考えたときに、火薬類だけではなくて高圧ガスも含め、あるいは消防法も含め、他のいろいろなデータとリンクをさせて全体の産業保安、あるいは社会の安全化を進めていこうということであれば、先ほどの事故の定義だとか、そこら辺についても例えば消防ではどう考えているかとか、あるいはIAEAでは、イベントとアクシデントは違うわけですから、そこら辺をどう考えるかという整合もちょっと頭に置かれるといいかと思います。その上で、事故情報については情報の統合を将来的に考えているとすれば、いろいろな他のデータベース等とのリンクができるような形でフォーマットとか、あるいは項目をもう一回見直してもいいのかなという気はしています。ただちょっと時間はかかるだろうと思いますけれども、そこら辺の情報の取扱いのことが1点。

それからもう一点あるのですけれども、これは個別の最後のほうの安定度試験の話になっていくのですけれども、安定度試験については硝酸エステル、あるいは主に有機化合物を念頭に置いている安定度試験、まあいろいろな試験で、特にここに書いてあるように自然発火というものの発生を防ぐということを書いてあるのですけれども、やはり新しい物質、あるいは新しい火薬類とかエネルギー物質が出てくるとなれば、当然それは従来の想定されるような試験では不十分なことも出てくる。これから新たに出てくるようなものについても対応できるような試験にしておかなければいけないだろうというふうに考えます。その上で、では何を念頭に置いた試験なのかということの、その試験の目的と、それからそれに合わせた試験法を定めていくということも必要だろうと思います。自然発火であれば、例えば硝酸エステルというものを念頭に置いているので遊離酸試験で、そこで出てくる発生ガスがこういうものだからこういう試験でいいだろうということなのですけれども、もうストレートに自然発火であればどういうことを念頭に置いている。そのためには測定すべきパラメータは何なのか、それで自然発火で発火をする、あるいは熱爆発を

するという事は発熱分解反応があつて、それが加速をしていって蓄熱をして発火に至るということであれば、反応熱とか発熱速度を抑えるというほうがよりストレートであろうということもあります。ただそれがなかなか難しいので、簡易的に発生ガスだとか物質の変化をとらえようということだと思ふのですけれども、逆に物質的变化が出ないけれども、エネルギーをためていくようなものがもし出てきたとすれば、当然今度は今の試験法では対応できなくなってしまうこともあるので、それをどういう現象をとらえようとしているのか、それに対する試験法とか装置や方法は何なのか、それを現実化するような試験法はどうかということもちょっと踏み込んで将来的に考えていいのかなというふうに考えています。

以上です。

○小川委員長　ありがとうございます。非常に難しい問題ですけれども、やはり学術的なベースを非常にしっかりして、今までの考え方はこの法律ありきだったのですけれども、そうではなくて、もう少し体系的にきちんとしたものにしてほしいということですね。他にございますか。

○飯田委員　では、いいですか。

○小川委員長　はい。

○飯田委員　安定度試験に関して、そもそも安定度試験というのは硝酸エステルの中でもニトロセルロースが対象だと思います。他の硝酸エステル、例えばペンスリット、これはもう自然分解しないのは分かっていますし、ニトログリセリンとかニトログリコールも自然分解、非常にしにくく、もう製造をやめるという話を聞きましたけれども、まあしにくいものをつくられている。対象はやはりニトロセルロース、そのニトロセルロースに残った酸分がいたずらして加水分解から熱分解に至る、ではNO₂を測ればいい、対象ははっきりしているので代替試験法を決めるのはたぶんそんなに難しいことではないのだろうなと思います。

それから三宅先生が言われた新しい物質が出てきた場合というのも、もしそれが自然発火するようなものであつても、またそれを対象に、それをターゲットにまた決めればいい話だというぐあいに思います。すみません、何を言いたいかということ、要するに安定度試験というのはもうターゲットはニトロセルロースだけに絞ってしまつて他はもう一切安定度試験は必要ないというぐあいに変わる方向もありではないかなと。今はもうこれだけ分かっているわけですから、対象はもうニトロセルロースだけに限ってしまうという方法

が考えられるということです。それは例えば今、硝酸エステルを含まない爆薬に対しても安定度試験を3年たったらやりなさいというような法律になっていますけれども、全然意味がないというぐあいに私は思います。ですから、安定度試験はもうこれに限って、これだけにします、他はもう要りませんということを考えるのも1つの検討対象として考えていただければと思います。

○小川委員長 他にございますか。それでは、時間も押してきましたので、いろいろ皆さんからご意見をいただきましたので、このご意見を踏まえまして、ただいま説明のあった内容についてご異議ございませんでしょうか。今のご意見を踏まえて検討するということでご承認いただいたことにいたします。どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして議題の3ですね、事務局からご説明、よろしくをお願いします。

○事務局（吉野監理官） お手元の資料3をご用意願います。「火薬類取締法技術基準等の見直しについて（中間整理 素案）」と題させていただいたものでございます。かいつまんでご説明させていただきます。

大きく3つに分けてございまして、1番目として検討の背景、2番目といたしまして、2ページ目の下半分でございますが、見直しの基本的考え方、そして3ページ目以降から約4ページにわたりまして見直しの方向についてということで、本日議題1及び資料2でご議論いただきました内容についてを3.以降で書かせていただいているものでございます。

1.の検討の背景のほうは(1)といたしまして、背景・意義ということで、昭和25年以来といったようなことでいわゆるスマート化の中における火取法の位置づけといったようなもの、そして新市場、新技術の発現に対して対応していかなければいけないといったことを書かせていただいております。(2)は3月以降のWG及び火薬小委員会、また事業者の方々からのさまざまなヒアリングを行ったようなことを記載させていただいております。(3)のところ、見直し要望ヒアリングの概要のところ、そこにヒアリングの内容について少し細かく書いてございまして、非常にたくさんのご要望をいただいて見直さなければいけない事項が非常に多いということを改めて確認したということがそこに書いてございます。

2.見直しの基本的考え方のところでございますけれども、非常に多くの要望がある。特に技術基準等がいわゆる仕様規定となっております、現場の適用において様々な方に様々なコスト、ないしは柔軟性が低くなっているということが分かったということでござ

いまして、今後、見直していかなければならないのではないかと書いてございまして、一番下のところでございますが、「他方」ということとございますが、多数の見直し事項を一時に全体的に見直すことは作業量が極めて膨大になり現実的ではない、見直しのニーズや費用対効果が高いテーマから順次しっかりと取り上げて議論し、改正していくことが实际的であるというようなことを書かせていただいているところでございます。

3 ページ目以降、見直しの方向性ということとございまして、本日ご議論いただきましたテーマごとに基本的に結論を出すということではなく、今後、必要なものは調査または事業者の方々や有識者の方々からのご意見も踏まえて、事務局といたしまして見直しの成案を得てWG、小委員会とお諮りしていきたいということを技術基準の見直しの中で製造及び貯蔵に関わる技術基準の見直し、その下の軽微変更等々に関しまして記載させていただいているものでございます。

ページをお進みいただきまして5 ページ以降のところとございます。5 ページの中ほどのd)の火薬庫占有義務の見直しのところとございますとか、また下の自主保安の高度化のところの事故情報の収集、保安責任者の代理者の兼任、安定度試験などにつきましては、特にただいま有識者の方々からさまざまなご指摘をいただいたところでございます。そのいただいたご指摘の内容も踏まえて、しっかりと調査と検討を進めてまいりたいという趣旨でここに書かせていただいているものというふうにご理解いただければ幸いです。

事務局の説明は以上でございます。

○小川委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、今まで見直しについてご議論いただいております、それを踏まえて中間整理ということでまとめていただきました。このご説明に対して何かご意見、ご質問をお願いいたします。高木委員、どうぞ。

○高木委員　　石灰石鉱業協会でございます。石灰石鉱山は全国各地に分布しております、年間相当量の爆薬を消費させていただいております。火薬類取締法につきましては寺澤審議官がおっしゃいましたように長年にわたりまして大幅な見直しなどの検討機会がございませんでした。今般ヒアリングを行っていただき、具体的に改善に向けた検討が動き出したということで石灰石鉱業協会としても高く評価するところであります。今後、さらにテーマごとに検討を進めていただけることを期待しているところでございます。

国内の石灰石採掘現場におきまして、火薬類取扱及び製造保安責任者は限られた人数で

安全確保に努めております。ところが、ヒアリングでもお話しましたが、少し細かい話で恐縮ですが、移動式製造設備におけるディーゼル車の燃料は二号軽油と定められておりますが、寒冷地では凍結のため使用できません。そのため燃料の成分分析を行いまして、二号軽油と安全上同等であるということを証明して特別許可をとって操業を確保しているという状態です。このように保安責任者が手続のために手間を焼くのではなく、現場の安全確保に専念できる体制を整えていただければありがたいと思います。また、まだ消費関係のほうまでは検討が進まれているようですが、引き続きご検討いただけますようよろしくお願いいたします。

このほか事故の定義の明確化を含めまして、法の曖昧な記述によりましてその解釈が現場ごとで異なるということも見受けられますので、今回の一連の見直しの中で、こうした点につきましても改善の検討を進めていただけますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○小川委員長　ありがとうございます。他にご意見、ございますか。

○鈴木委員（穂積代理）　よろしいですか。

○小川委員長　はい、穂積代理、どうぞ。

○鈴木委員（穂積代理）　すみません、資料3は今お話しいただいた資料1、2のまとめというふうに向っているのですが、最後の6ページのところのイ、ロ、ハまであるのですが、④その他の自主保安の支援の可能性のところの記述がないので、どこかで読めるようにしていただけると、この指定検査機関の話が都道府県、これから政令市も含めて非常に重要な話になってまいりますので、どこで読むかがわかればそれで結構なのですが、もしないのであれば入れていただけるとありがたいなというふうに思うのですが。

○事務局（吉野監理官）　すみません、指定検査機関のところですが、④は非常に重要な項目というふうに課題として認識しておりますので本日ご紹介申し上げたところからまだ事務局のほうで方向性のところまで本日ご紹介するに至らなかったものでございますから、資料3の中間整理のほうではちょっと書くのが難しいということでございますが、課題としては重く受け止めているということで資料の2にあるというふうにご理解いただければと思っております。

○友田委員　よろしいでしょうか。

○小川委員長　友田委員、どうぞ。

○友田委員　この資料3は一応本小委員会の中の中間整理の素案ということにしていた

いておりますので、今日の議論で特に一番後ろの保安責任者の部分、安定度試験の部分、今の指定試験機関の部分も含めていろいろ意見がありましたので、これを委員長にお任せをして、大変だと思いますけれども、少し修正していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（吉野監理官） それでは、指定検査機関の部分も含めまして事務局のほうで案を作って、委員長のほうにまたご相談申し上げたいと思います。

○小川委員長 どうもありがとうございます。東嶋委員、どうぞ。

○東嶋委員 東嶋です。2ページの見直しの基本的考え方のところなのですが、その前に何度も申し上げますが、この基本的考え方は非常に素晴らしいものだと思って是非進めたいと思っているのですが、先ほども申し上げましたが、安全について現在の法律の上で達成されている安全が今回の見直しによって損なわれない、つまり同等か向上するというを前提にさまざまな合理化がなされますということの記述が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○小川委員長 どうもありがとうございます。

○事務局（吉野監理官） そのご意見も踏まえまして、ご相談申し上げたいと思います。

○東嶋委員 ありがとうございます。

○小川委員長 他にございますか。

それでは、今ご意見をいただきまして、事務局と調整いたしまして、最終的な中間整理案の確認につきましては私のほうにご一任いただけるでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小川委員長 どうもありがとうございます。

では、事務局におかれましては引き続き火薬類の技術基準等の見直しについて進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これで議題3を終了させていただきまして、引き続きまして議題4、その他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局（吉野監理官） その他に関しましては特にございませぬ。全体スケジュールのところでも冒頭ご説明申し上げましたが、次回の本小委員会は年末ないしは年が変わった頃を想定しているところでございます。改めて日程の調整をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○小川委員長 三木審議官、どうぞ。

○三木大臣官房審議官　本日も忌憚のないご意見をありがとうございました。

保安の確保は大前提ということでございます。何度も申し上げておりますけれども、火取法の技術基準、長らく見直しをしてこなかったということでございまして、テーブルにはなるべくたくさん載せようということでリストアップをしております。まだ十分皆様のご意見等反映できていない部分もございまして、これから実際にいろいろなヒアリングをさせていただき、それからまたやはり他法令でありますとか、例えば海外の状況、どういうふうに国際的に管理がされているのか、そういうところも含めましてより良い案になるようにしていきたいと思っておりますし、なるべく速やかに、なるべく幅広くやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○小川委員長　どうもありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の第5回火薬小委員会を閉会とさせていただきます。

本日は、お忙しいところを熱心なご議論をいただきまして、貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

—了—